

宮崎県における口蹄疫対策の検証に関する中間的な論点整理

平成22年10月29日

宮崎県口蹄疫対策検証委員会

【論点1：発生前の防疫に対する意識、対策等は十分であったか。】

| 検証すべき事項 | 具体的な問題・課題 (○)、今後対応すべき内容等 (◆) |
|--|---|
| <p>① 韓国等での発生を踏まえて、国家防疫を担う国、法定受託事務を担う県の危機意識は十分であったか。</p> <p>② 各農場や市町村、関係団体の注意喚起ができていたか。</p> | <p>○ 県は市町村等を対象とする説明会を開催したが、各農家にまでは注意喚起が徹底されておらず、県としての危機意識が高かったとまでは言えないのではないか。少なくとも鳥インフルエンザに対する危機意識とは差があったと言わざるを得ないのではないか。</p> <p>○ したがって、市町村、各農家、団体等において口蹄疫に対する危機感が高まり、準備が行われていたとは言えない。</p> <p>○ ただし、他県ではどのような対応がなされていたのか、比較を行う必要がある。</p> <p>○ 国も通知を発出したのみであり、韓国等での発生を踏まえて、県や農家の危機意識を高め、周知な準備をさせるといふレベルまでの対応はなされていなかったのではないか。</p> <p>◆ 口蹄疫の症状の多様性を考えれば、他国で発生している症例等に関する詳細な情報提供が適時・的確になされるようにする必要がある。</p> <p>◆ 農家にわかりやすい衛生管理マニュアル等を作成し、十分に指導する必要がある。</p> |
| <p>③ 日常的な消毒等の防疫対策はできていたか。飼養衛生管理基準の徹底が図られていたか。</p> <p>④ 農家は適切な準備をしていたか。</p> | <p>○ 一定の啓発活動は行っているが、飼養衛生管理基準の存在そのものも周知できておらず、その徹底も農家によって差があり、十分ではなかったのではないか。</p> <p>◆ 最終的には各農場、地域においてどれだけの防疫対策が日常的に行われているかが鍵であり、今後農家等への指導の徹底、及び定期的に確認を行うシステムの構築が必要である。</p> |
| <p>⑤ 県による各農家の飼養状況、埋却用地の確保状況等の把握は十分だったか。</p> | <p>○ 農場の位置や飼養頭数、埋却用地（農地等）の確保に関する最新の情報を、常に（あるいは定期的）に把握する体制ができていなかったのではないか。</p> <p>◆ 確実な情報収集を可能とする届け出制等の制度創設を検討すべきではないか。また、その際には適正な飼養規模に関する規制も含めて検討すべきではないか。</p> |

⑥ 水際対策は適切になされたか。

○ 県内外の空港や港湾などでの防疫措置が十分ではなかったのではないか。

◆ 国における検証と今後の対策の検討が必要ではないか。

◆ 県としても県レベルでの日常的な水際対策の検討が必要ではないか。

⑦ 防疫演習は行われていたか。

○ 机上での演習は行われていたが、鳥インフルエンザを想定したものにとどまっていたのではないか。

◆ 市町村や農家を巻き込んだ定期的な演習が必要ではないか。

【論点2：早期発見・早期通報はできたのか。】

| 検証すべき事項 | 具体的な問題・課題（○）、今後対応すべき内容等（◆） |
|---|---|
| <p>① 都農町の1例目について開業獣医師から病性診断依頼があった時点で口蹄疫を疑い、検査を行うべきではなかったか。</p> <p>② 6例目についても、3月31日の時点で検体を国に送るべきではなかったか。</p> | <p>○ 1例目の病性診断時の症状は、当時口蹄疫の典型的な症状とされていたものではなく、感染の痕がりも確認されなかったために「口蹄疫ではない」と判断したものであり、意図的な見落とし、報告遅れがあったものではない。</p> <p>○ しかし、県としては、韓国での発生を受けて市町村への説明会等を行っていた状況にあり、リスクが少しでもあれば検査を行う（検体を送付する）という姿勢が必要ではなかったか。</p> <p>◆ 口蹄疫はその多様性が特徴であり、国も含めて「典型的な口蹄疫の症状」という考え方をそのものを改めるべきではないか。</p> <p>◆ 農家や担当の獣医師から依頼があった場合には、明確に口蹄疫を否定できるときは検体のレベルに応じて市場の閉鎖等の取扱いを段階的なものにする必要がある。</p> <p>◆ 簡易検査キット等早期発見が可能となるシステムづくりを急ぐ必要がある。</p> |
| <p>③ 感染原因、感染ルートの解明を急ぐべき。原因が明らかにならなければ今後の防疫対策も立てられないのではないか。</p> | <p>○ 初発がどこかということも重要だが、それ以上に日本にどのようなウイルスが持ち込まれ、どのようなルートで宮崎に感染したのかを明確にしなければならぬ。今回は10年前のように中途半端な結論で終わらせてはいけない。</p> <p>○ 一方、初発がどこであるかは発生地域の大きな関心事になっており、十分な解明及び説明が必要である。</p> <p>○ 輸入ワラや輸入飼料の安全性について、地域において不安の声がある。</p> <p>◆ 国の疫学調査及び検証委員会による感染源、感染ルート等の究明を期待する。なお、感染原因が特定できない場合であっても、感染源として疑われるものの可能性に言及することが、今後の防疫対策を進める上で必要だと考える。</p> <p>◆ 科学的に初発がどこなのかを解明できるように疫学調査のルールを定める必要がある。例えば感染が疑われる場合の農場ごとの採材件数のルーラ化を検討すべき。</p> <p>◆ 行政には立入検査権や強制調査権を付与すべきではないか。</p> |
| <p>④ 現行のシステムでは早期に通報したものが初発とされてしま</p> | <p>○ 初発とされた農家の精神的なダメージは相当大きい。誹謗中傷を受ける可能性も高い。</p> |

い、今後の早期通報の確保に支障となるのではないか。

⑤ 大規模農場では、雇用・契約された専属の獣医師が大量の家畜を管理しているが、外部の獣医師が定期的にチェックを行うことも必要ではないか。

○ 6 例目あるいは1 例目の農場の感染より前に感染が起きていた農場がなかったとする証拠はない。

◆ 農家の意識を高める意味でも、定期的な血液採取及びその保存等を義務付けることも検討すべきではないか。

◆ 大規模農場で感染が起こった場合、殺処分や埋却地の確保等で相当な時間を要するなど、感染を拡大させるリスクが大きい。このため、家畜防疫員が定期的に飼養衛生管理の状況をチェックできるシステムを作ることを検討すべきではないか。

◆ 1 農場当たりの飼養頭数に上限を設けることや、飼養頭数に応じた数の管理獣医師の配置を義務付けることを検討すべきではないか。

【論点3：初期対応段階の判断・処置は適切であったか。】

| 検証すべき事項 | 具体的な問題・課題（○）、今後対応すべき内容等（◆） |
|---|--|
| ① 殺処分、埋却作業はスムーズに行われたか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 6例目までは感染の確認から殺処分終了まで0～2日間、全ての防疫措置終了まで3～5日間で行われた。 ○ 7例目の大規模農場での発生以降、殺処分が追いつかない状況になっている。 |
| ② 消毒ポイントの設置は適切だったか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消毒ポイントは、「防疫指針」に基づき畜産関係車両の消毒を目的に設置しており、設置数、箇所等についても逐次国と協議を行っている。 したがって、「防疫指針」に照らせば設置の手順や考え方に大きな問題はなかったのではないか。 ○ 問題は、事態の進展を見極めて、渋滞等に対する県民の理解・協力を求めながら「防疫指針」を上回る措置を行うことを検討する必要があったのではないかという点ではないか。 |
| ③ 道路封鎖等は適切に行われたか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「防疫指針」に定める発生地及びその周辺に限定した交通遮断等が行われており、これについても逐次国との協議が行われている。 ○ 問題は、地域から「防疫指針」を超える範囲での交通遮断の要望があった時に、迅速に判断できなかったことではないか。 |
| ④ 初期段階での対応が概ね適切だったとすれば、何故まん延を防ぐことができなかったのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記のとおり、初期段階での対応は、国の「防疫指針」に従い、国とも協議しながら進められたことは事実である。 ○ 今回の大きな反省点は、国・県共通して、発生確認農場の順で感染が広がっているという漠然とした認識があったのではないかということ。 もっと早い段階で同時多発的な面的な拡がりを認識し、「防疫指針」を超えた抜本的な対策を検討する必要があったのではないか。 ○ 5月初旬の段階で、県からワクチンの接種または予防的殺処分について国に検討を依頼しており、国はこの時点で判断を行うことも必要だったのではないか。 ◆ 国または県に、個々の防疫措置をコントロールする部署とは別に、全体的な分析を行って戦略を立てる |

⑤ 防疫指針の内容は適切だったか。

⑥ 防疫マニュアルは有効だったか。

○ 防疫指針、防疫マニュアルともに10年前と同レベルの発生状況であれば対応できるものだったが、同時多発的な面的な拡がりのある事態に対しては完全ではなかった。

○ 発症が確認できた時点では少なくとも感染から10日前後が経過しており、既に一定範囲に感染が拡大していると思定した対応を行うべきではないか。

○ 感染拡大が一定の範囲を超えると、拡大を止めることが物理的に極めて困難になる。

◆ 今回の件を踏まえて、新たな指針やマニュアル作りを進めることは当然必要であるが、いずれにしても完璧なマニュアルを作成しようとするのではなく、事態の進展にあわせて迅速かつ柔軟に対応できるシステムを構築してマニュアル化することが重要ではないか。

◆ 発生農場周辺の一定範囲は、周辺農場の安全が確認されるまでは、例外なく完全封鎖することを徹底すべきではないか。そのためには、指針、マニュアルに明記し、関係機関に協力を義務付けられるべきではないか。

◆ 同時多発の兆しが出た段階で、即刻、一定範囲内の全頭殺処分を行うことを検討すべきではないか。そのためには、補償を含めた法定化が必要ではないか。

【論点4：まん延段階、特別措置法に基づく措置の段階での判断・処置は適切であったか。】

| 検証すべき事項 | 具体的な問題・課題（○）、今後対応すべき内容等（◆） |
|---|--|
| <p>① 殺処分、埋却作業の進め方に問題はなかったか。指揮命令系統は明確だったか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ これほどの大規模な発生は初めての経験だったこともあり、現場は相当混乱していた。その結果、国等からの支援部隊を有効に活用できなかった面があったのではないか。 ○ 殺処分や埋却の具体的な方法が確立していなかったことも作業が遅れた要因の一つではないか。 ◆ 今回の件を踏まえて、埋却地選定、殺処分、埋却作業、人員調達、資材調達、各種連絡調整等の必要な体制を再検討するとともに、現場で全体の状況を的確に把握し、必要な対策を検討、指示できる責任者の配置等を検討すべきである。 ◆ 各現場での作業をスムーズに進めるために、動員者等に的確な指示ができる現場リーダーを配置することが必要であり、事前にその養成を行っておくことを検討すべき。 ◆ 家畜防疫員が、家畜防疫員でなければできない業務に専念できる体制を構築する必要がある。 ◆ 殺処分、埋却の方法や埋却地確保の問題は全国共通の課題であり、国において、迅速な処分の方法や用地が不足する場合の埋却に代わる方法の検討等を進めるべき。 |
| <p>② 民間獣医師をもっと活用すべきではなかったか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 殺処分等の業務は、家畜伝染病予防法により家畜防疫員の業務とされているために、当初、民間獣医師の活用が十分ではなかったことは事実。 ◆ 今回の発生を踏まえて有効な連携、活用策を構築する必要がある。 |
| <p>③ 埋却地の確保に時間を要したが、もっと適切な対策はとれなかったのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「防疫指針」に定める埋却地の確保についての事前調整が十分でなかったことが、今回、処分が遅れた要因の一つではないか。 ○ 埋却地の確保を農場の責任とすることには実態上、無理がある。 ○ 用地が確保できたとしても、地元としては、周辺住民の意思を無視して埋却を行うことは実態上、無理がある。 ○ 今回は、異常な事態になったために大部分の埋却地で周辺住民の同意が得られたものの、事前（平常時）に多数の埋却地を決めておくことは極めて困難ではないか。 ◆ 早い段階での共同埋却への移行を検討すべき。その為には家畜を移動するに当たってウイルスの拡散を完全に防衛する輸送体制を整える必要がある。 |

| | |
|---|---|
| <p>④ まん延段階で糞尿や汚染物品等の処理を後回しにしたが、その判断は正しかったか。</p> | <p>◆ 今後は、経営者、行政が畜産経営には埋却地確保が必須であることを共通認識し、行政がその確保状況等を確認できる体制を作る必要がある。</p> <p>◆ 用地を事前に確保していたとしても、地下水の噴出や近隣住民の反対等の問題も想定される。そのような事態にしないためにも、今回埋却を行った土地の環境対策等を十分に行う必要がある。また、不測の事態に備えた公有地の事前確保も検討する必要がある。</p> <p>○ 早めに殺処分を行うことがまん延防止として最優先という判断からであり、一定の妥当性はあると思われる。</p> <p>○ ただし、残された糞尿等の処理についての方針決定が遅れたのは反省すべき点ではないか。</p> <p>◆ 今回の糞尿処理の方法、結果を検証し、処分頭数の拡大に応じた処理のあり方を明確にすべき。</p> |
| <p>⑤ ワクチン接種等について農家等への十分な説明ができていたか。</p> | <p>○ 時間的な制約もあって十分な説明ができなかったのではないか。</p> <p>◆ 今後は共済の獣医師や民間獣医師の協力等を要請することも必要ではないか。</p> <p>◆ 感染拡大の段階ごとに応じたような措置が行われ、どのような支援、補償等がなされるかを簡潔に示した説明資料を作成し、農家等に日頃から周知しておくべきではないか。</p> |
| <p>⑥ 家畜の扱いに慣れた保定要員を早い段階から確保すべきではなかったか。</p> | <p>○ 動員者（獣医を含む）が家畜の扱いに慣れていかなかったために、殺処分の作業効率が悪かったのではないか。</p> <p>○ 今回は殺処分を受けた農家の協力が大きく貢献したが、通常は、感染拡大を避けるために県内からの保定要員調達は困難ではないか。</p> <p>◆ 未発生県の民間獣医師等に対する早期の協力要請が行える体制を整えるべきではないか。</p> |
| <p>⑦ 国、県、市町村の役割分担は適切だったか。</p> | <p>◆ 国家防疫という観点と法定受託事務の位置付けから、大規模発生時における国と県、市町村の責任分担や協力体制をどう構築するのか、実態に即して検討すべきではないか。</p> |

【論点5：県の危機管理体制に問題点はなかったか。】

| 検証すべき事項 | 具体的な問題・課題（○）、今後対応すべき内容等（◆） |
|------------------------------|--|
| <p>① 口蹄疫防疫対策本部は十分に機能したか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 1 例目の発生と同時に口蹄疫防疫対策本部を設置。翌日には知事を本部長とした組織に昇格させ、県の全部局が連携する取組体制を整えたことは評価できる。 ○ しかし、実際の防疫対策の実施に当たっては、国との連絡調整、殺処分準備、物資の調達、人員の手配、マスコミ対応等のほとんどを畜産課を中心とした農政水産部だけで対処しようとしたため、全体的な状況判断や戦略の構築、それらに応じた国との調整等が十分に機能しなかったのではないか。 ◆ 今後は、発生が起きた段階で、農政水産部を中心に関係部局の職員が同じフロアに集まり、情報の共有や客観的な状況分析を行い、それをもとに的確な戦略を立てて実行できる体制を迅速に構築する必要がある。 |
| <p>② 現地対策本部の機能はどうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事態の進展にあわせて、防疫マニュアルに沿って、家畜保健衛生所の現地对策本部、川南町及び新富町の現場本部が設置されている。 ○ しかし、事態の進展に組織や人員の配置が追いつかなかったこともあり、結果として、人員の有効活用、計画的な処理ができなかった面があるのではないか。 ◆ 今後は、農林振興局の有効活用も含め、現場において、市町村や関係各機関との調整をある程度独自に判断で行え、本庁とも必要な対策等の調整ができるような一定の権限・責任を持った組織を確立する必要がある。 ◆ したがって、組織のトップは必ずしも獣医師である必要はなく、逆に獣医師については家畜防疫員としての専門性や機能が十二分に発揮できる環境を整えるという点に留意して組織のあり方を検討する必要がある。 |
| <p>③ 県の防疫体制は他県と比較してどうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県では、10年前の口蹄疫発生を踏まえ、具体的な対応マニュアルを作成するとともに、農政水産部に家畜防疫対策監を配置するなど、畜産県として各種の家畜防疫対策を講じてきたが、不十分だったのではないか。 ◆ 今後は、宮崎大学等とも連携しながら家畜伝染病に対する研鑽に努めるとともに、万一の際には、民間獣医師の家畜防疫員に準じた活用や全国各県等と協力ができる体制を確立しておく必要がある。 |

【論点6：国・市町村・各県・各団体との連携・協力はどうかであったか。】

| 検証すべき事項 | 具体的な問題・課題（○）、今後対応すべき内容等（◆） |
|-------------------------------|---|
| ① 国との連携・協力は問題は無かったか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国に対しては、状況報告を随時行い、対応方針についても随時協議が行われた。 ○ 国の現地対策本部が設置された後は、それまで以上に頻繁に意見交換を行い、必要な対策を迅速に行えるようになった。 ◆ 前記したように、抜本的な対策を適時・的確に打てるようにするためには、国と県の責任者が同じテーブルで情勢を分析し、方向性を検討する必要があるのではないかと。 ◆ 日頃から、情報交換や訓練を通して、十分な連携を図っておくことが必要ではないかと。 |
| ② 市町村、関係団体との連携・協力は問題は無かったか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発生状況、必要な防疫措置等についても統一的な情報提供、指導等が十分でなかったために、市町村等での対応が混乱した面があるのではないかと。 ○ 未発生市町村等に対する情報提供や必要な準備等に関する指導等も十分ではなかったのではないかと。 ◆ 防疫対策の成否は、市町村等との円滑な連携に係る部分が大いことから、今後は対策本部に市町村担当を設置する等の対応が必要ではないかと。 |
| ③ 他県との関係に問題はなかったか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、隣県の調査等を行う必要がある。 |
| ④ 疑似患者の発生等に関する情報発信は適時・適切だったか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発生状況に関する詳細な情報がないために農家が不安だった、十分な準備ができなかったという声がある一方で、各農家は相互の情報交換で相当程度情報を入手していたという実態もある。 ○ 一方で、発生農家が特定されると風評被害等が懸念されるという声もある。 ◆ 今後の情報提供のあり方については、上記の点を踏まえて検討する必要がある。 |

口蹄疫を巡る県議会の動き

- 4月20日 口蹄疫発生
- 4月21日 宮崎県防疫対策本部会議に環境農林水産常任委員会委員長を派遣
- 4月23日 環境農林水産常任委員会（防疫対策本部会議の内容を委員長が報告、
国への要望案を協議）
- 4月26日 全員協議会（執行部からの説明聴取、対応の協議）
各都道府県議長宛要請（「宮崎牛の消費継続等のお願い」の発出）
- 4月27日 国への要望（知事・議長・JA中央会会長：宮崎県で発生した「口蹄疫」
への対応について）
- 4月30日 各会派代表者会議（以後、継続して対応を協議）
- 5月10日 赤松大臣来県時の要望（知事・議長：「口蹄疫」発生に対する適切か
つ十分な対応について）
- 5月11日 全員協議会（「口蹄疫に関する要望」を決議）
- 5月28日 5月臨時県議会（口蹄疫対策に伴う約81億円の補正予算の可決）
（「殺処分の対象に対する支援請願」の採択）
（「口蹄疫に対する十分な措置等を求める意見書」の可決）
（「口蹄疫根絶のためのワクチン接種に係る措置等を求める
意見書」の可決）
- 6月 7日～
- 18日 6月定例県議会（口蹄疫に配慮し、会期を5日間短縮（一般質問中止））
（口蹄疫対策に伴う約426億円の補正予算の可決）
- 6月17日 政府現地対策本部と県議との意見交換会
- 7月20日～
- 22日 7月臨時県議会（口蹄疫対策に伴う約50億円の補正予算の可決）
（「口蹄疫からの復興支援対策等を求める意見書」の可決）
- 9月 3日～
- 10月12日 9月定例県議会（口蹄疫対策費約292億円を含む約327億円の補正
予算の可決）
（「宮崎県口蹄疫復興対策基金条例」の可決）
- 9月 3日 第1回「口蹄疫に関する提言・要望取りまとめ検討会」
（以後、10月7日までに計4回開催）
- 10月12日 「口蹄疫からの再生・復興に関する提言・要望」を本会議で議決
閉会后、知事へ要望
- 11月18日～
- 12月 7日 11月定例県議会（口蹄疫対策費約1,003億円を含む約1,045
億円の補正予算の可決）

(2) 口蹄疫からの再生・復興に関する提言・要望

口 蹄 疫 の 後 の 復 興 策
に 関 する 提 言 及 び 要 望

日 本 地 理 学 会 報 告 第 5 卷 第 2 号

地 理 学 会 報 告 第 5 卷 第 2 号

はじめに

平成22年4月20日に、本県で10年ぶりに確認された口蹄疫は、県内畜産地帯に急速に拡大し、発生事例292例という極めて重大な事態に直面したが、我が国で初となるワクチン接種や、約29万頭に及ぶ家畜の殺処分、埋却等、懸命の防疫措置を講じた結果、同年8月27日に全面的な終息宣言を迎えることができた。

今回の口蹄疫は、本県の基幹産業である畜産業やその関連産業はもとより、観光産業、流通産業をはじめ、本県経済のあらゆる分野にも未曾有の被害をもたらした。さらには、我が国の畜産業にとっても危機的な事態を招いたところである。

このような中、知事をはじめ、県当局におかれては、口蹄疫の発生以降、国の対策本部、発生市町、関係団体等との連携により、不眠不休の体制で一刻も早い終息に向け対応されてきたことに敬意を表する次第である。

今後は、直接的な被害を受けた畜産農家の経営再開をはじめとする本県畜産業の再興、影響を被った関連事業者等に対する支援、失われた本県のイメージ回復、雇用対策、地域振興対策、環境対策等々、再生・復興への長い道程が待っているが、当県議会としても、県当局に対し積極的に支援・協力を行っていく所存である。

この「口蹄疫からの再生・復興に関する提言・要望」は、当県議会において、これまで代表質問や一般質問、常任委員会の審議等を通じてなされた提言・要望事項、また、県議会各会派において県当局に対し提言・要望してきた事項等を取りまとめたものである。

県当局におかれては、この提言・要望を、これからの再生・復興に関する施策等に積極的に反映され、本県が本来の姿を一日も早く取り戻すことができるようお願いする。

提 言 ・ 要 望 項 目

- 1 本県畜産の再生に向けて…………… 1
- 2 防疫対策及び防疫体制について…………… 4
- 3 みやざきブランドと本県イメージの回復に向けて…… 6
- 4 経済雇用対策について…………… 7
- 5 環境対策について…………… 8
- 6 地域振興対策について…………… 9
- 7 その他…………… 10

1 本県畜産の再生に向けて

(1) 畜産モデルの構築について

- ①人と家畜との共生、育畜の配置、戦略的緩衝地帯等を考慮した畜産地帯づくりを目指すこと。
- ②全国のモデルとなる畜産を再構築するため、畜舎環境、地域環境の具体的な指針・ビジョンを畜産農家に示すこと。
- ③各経営体の所有耕地等に応じた適正規模の飼育方法を確立すること。
- ④林間放牧等、地域資源活用型畜産の研究を推進すること。
- ⑤特定疾病のないモデル地域構築にあたっては、家畜の導入時及び導入後の検査体制等の費用負担を検討すること。
- ⑥粗飼料自給率100パーセントを目指して取り組むこと。

(2) 農家支援について

- ①精液ストローの価格を下げて今後の畜産の復興に役立てるよう検討すること。
- ②農家の経営再建計画の策定と資金管理について、しっかりと指導すること。
- ③JAや畜連と協力し、被害農家等への支援体制を構築すること。
- ④家畜人工授精業務を自粛したことへの支援策を国に要請すること。
- ⑤被災地の希望農家に対して、優秀な繁殖雌牛を優先的に確保する制度を検討すること。
- ⑥畜舎等のリニューアルのための補助・融資制度を創設すること。
- ⑦埋却地を個人で確保した農家に対する公的助成を行うこと。
- ⑧畜産再開に向けての新たな家畜の導入プロセス（再導入の基準やプログラム）について、適切な導入時期を判断すること。

(3) 市場対策について

- ①国の家畜市場防疫強化事業について、制限区域外の全ての家畜市場でも、区域内と同様の支援が受けられるよう、引き続き国に要請すること。
- ②価格安定対策の取組を拡充すること。
- ③繋留されていた家畜の飼養管理に係る経費などを含め、各家畜市場の損失補てんについて、基金による対応などを含め検討すること。
- ④子牛の購入助成や競り価格低下に対して助成すること。
- ⑤競り市での売れ残り対策を検討すること。

(4) 手当金、補償金等について

- ①疑似患畜、ワクチン接種家畜に係る手当金等の公平性を確保すること。
- ②家畜共済制度の取扱について、引き続き国と協議すること。
- ③経営支援互助金について、適切な対応をすること。
- ④被害農家に対する補償金等の非課税措置を国に要請すること。
- ⑤手当金、補償金等に係る不服等を合理的に解決するための機関を設置すること。

(5) 法・指針等の整備について

- ①県の検証委員会等の検証結果を法改正に生かすよう要請すること。
- ②民間所有を含め種雄牛への特例措置を検討するよう要請すること。
- ③処理効率を考えたワクチン接種家畜の生体移動を法的に検討するよう要請すること。
- ④家畜伝染病予防法における国の責任の明確化等、現状に即応した法改正を行うよう要請すること。
- ⑤国による埋却地確保の義務づけを要請すること。
- ⑥敷地内の埋却地確保の一方策として、牛舎・豚舎等の建ぺい率の設定を検討するよう要請すること。
- ⑦防疫マニュアルに、今回の口蹄疫で見られた初期症状を反映させるよう要請すること。
- ⑧畜産業振興の視点や疫学調査の調査権限等を盛り込んだ条例制定など、県独自の取組みを検討すること。

(6) 産地・産業構造等の転換について

- ① 1次産品として生産されている畜産業を、農商工連携による6次産業化の方策で、畜産業のすそ野を広げる取組を検討すること。
 - ・産地構造の転換について、耕種部門と畜産部門とのバランス構築を図ること。
 - ・冷凍加工施設整備等による土地利用型農業への展開を推進すること。
- ②西都市に建設予定のJA冷凍加工施設について、国の予算措置を要請すること。
- ③規模拡大や多角化、集落営農の展開や法人経営を育成・確保すること。
- ④空き畜舎を活用した菌床椎茸等の品目転換を検討すること。

(7) 種雄牛について

- ①県有種雄牛の早期造成を図ること。
- ②種雄牛のリスク分散と質の安定に配慮した体制を構築すること。

(8) その他

- ①企業畜産の実態を把握するための体制を検討すること。
- ②建設業者等と連携してコントラクターを育成すること。
- ③現在残っている貴重な精液を有効に活用する方策として、受精卵移植技術を推進すること。
- ④口蹄疫の発生のなかった地域にも、被害のあった地域と同様の復興支援を実施すること。

2 防疫対策及び防疫体制について

(1) 感染経路の解明について

- ①国と連携し徹底した感染ルートの解明を行い、抜本的な予防策を早急に講じること。また、感染ルートが一つに特定できない場合は、可能性として考えられることを複数示し、それぞれの対処法を検討すること。

(2) 移動制限・消毒体制の整備について

- ①搬出・移動制限区域の徹底を図ること。
- ②消毒ポイントの立ち上げ等、初動の防疫体制を十分行うこと。
- ③農場周辺の常設消毒ポイントを整備すること。
- ④農家の防疫作業の負担軽減を図るため、低価格で効力の優れた新たな薬剤の開発を要請すること。
- ⑤消毒薬を備蓄すること。
- ⑥農場はもとより地域ぐるみの消毒体制を構築すること。
- ⑦宮崎空港における入国時の渡航歴チェックや消毒の徹底など、防疫対策の強化を要請すること。

(3) 市町村体制について

- ①市町村現地対策本部にJA組織等の実務者を加えるよう要請すること。
- ②口蹄疫発生を想定した各自治体単位での予行演習を実施するよう要請すること。

(4) 埋却方法について

- ①今回行った埋却方法に関する検証を行うこと。

(5) 非常事態宣言について

- ①非常事態宣言は、レベル表記するなど地域の警戒レベルに応じて、そのあり方を十分検討すること。

- (6) 未発生農家の検証について
- ①口蹄疫が発生しなかった農家の防疫対策等の調査を行うこと。
- (7) 検査・診断体制づくりについて
- ①地方で口蹄疫の検査が出来る体制づくり、疑似患畜の診断機関の増設・充実、簡易キットの開発・導入、動物衛生研究所のスタッフの現地派遣など、国と連携した体制整備について検討すること。
- (8) 連絡・情報提供体制の確立について
- ①発生農家の氏名を含めた情報公開を行うこと。
 - ②諸外国での法定伝染病等の情報提供による危機意識の向上を図ること。
 - ③プレスリリースを含め、情報発信のあり方について検討すること。
- (9) ワクチン接種について
- ①ワクチン接種のあり方を検討すること。
- (10) 家畜防疫の体制強化について
- ①家畜保健衛生所で気軽に相談できる体制づくりや、限られた数の家畜防疫員で最大限の効果を発揮できる体制の強化を図ること。
 - ②国・県による防疫支援機動班のような組織の創設を検討すること。
 - ③全国有数の畜産地帯に見合った家畜保健衛生所の増設を検討すること。
 - ④殺処分・埋設体制の強化を図ること。
 - ⑤公務員獣医師不足対策の強化を図るとともに、有事の際の民間獣医師との連携のあり方等について検討すること。
 - ⑥定期的に獣医師等専門集団の研修を実施すること。

3 みやざきブランドと本県イメージの回復に向けて

(1) 知事のトップセールスについて

- ①知事会や国での発言の場で、全国規模のイベントを呼び込むような活動をする事。

(2) 消費拡大について

- ①宮崎産牛・豚の消費拡大について、あらゆる機会をとおしてPRすること。
- ②畜産加工品の販売促進策を検討すること。
- ③県外のアンテナショップ等を活用した取組みを実施すること。

(3) 新ブランドについて

- ①うまみ成分を多く含んだ新たな健康指向のブランドも確立すること。
- ②全国で一番クリーンな畜産地帯での食肉生産をPRすること。

(4) 風評被害対策について

- ①県だけでなく、国も安全宣言・終息宣言の発表を行うよう要請すること。

(5) その他

- ①観光地等で継続して実施されるイベント等に対する支援を行うこと。
- ②本県ゆかりの有名人の協力によるイベントを開催すること。

4 経済雇用対策について

(1) 家畜改良事業団対策について

- ① 県有種雄牛の手当金の支払いを国に引き続き要請すること。

(2) 畜産関係業種の支援について

- ① 人工授精師、削蹄師、獣医師等への生活支援について国に要請すること。

(3) 雇用対策について

- ① 公共事業の速やかな執行及び発注を行い、地域雇用の確保が図られるよう努めること。
- ② 畜産企業で解雇された従業員等の相談に総合的に応じるワンストップサービスの設置など、十分な支援を行うこと。
- ③ 雇用の継続について、雇用調整助成金の農業分野への適用を要請すること。

(4) 生活保護について

- ① 口蹄疫による生活保護申請の増加に適切に対応すること。

(5) 農業者への支援について

- ① 営農再開希望者、離農者、新規就農者等への支援を行うこと。

(6) 融資等について

- ① 融資制度の改善を図るとともに、貸付条件等についても弾力的に運用すること。
- ② 元金・利息の返済猶予、金融機関のリスク軽減のための融資制度の充実を図ること。

5 環境対策について

(1) 環境調査等について

- ①悪臭や水質についての十分な調査を実施すること。
- ②埋却地の定期的な環境調査結果を関係者へ通知すること。
- ③異常が見られた場合の速やかな改善措置等（上水道への敷設替えへの支援等）に要する費用の補てんを国に要請すること。

(2) 埋却地について

- ①埋却地の保全、埋却地周辺の整備を行うこと。
- ②埋却地の優良農地としての再生整備を行うこと。

6 地域振興対策について

(1) 復興特区について

- ①復興特区の創設について国に要請するとともに、総合特区の認定に向けても積極的に働きかけること。

(2) その他

- ①農家と消費者との交流事業を推進すること。
- ②地場産品の発信基地としての「道の駅」や「高速道サービスエリア」の整備を検討すること。

7 その他

(1) 基金の設置等について

- ①災害復興宝くじの収益金対象事業の緩和措置を国に要請するとともに、口蹄疫復興対策事業の財源として、宮崎県口蹄疫復興宝くじの発売を検討すること。

(2) 特別交付税について

- ①口蹄疫復興対策事業に要した一般財源について、特別交付税で全額措置されるよう強く要請すること。

(3) 税制での対策について

- ①企業、事業所等への固定資産税の減免を市町村へ要請するとともに、当該減免に係る減収補てん措置を講じるよう国に要請すること。

(4) 義援金について

- ①口蹄疫の被害を受けた関係者に、不平等感なく配分ができるよう関係市町村等とも協議を行うこと。
- ②被害地域の深刻な実情を十分踏まえ、大局的な見地から配分先等について整理した上で、配分を行うこと。

(5) 市町村、団体等への支援について

- ①市町村、JA、畜連等への支援に配慮すること。

(6) 国への働きかけについて

- ①県として、国家防疫の観点で、オーストラリアのやり方等の対策を国に提言すること。
- ②獣医学・疫学の研究を推進するよう要請すること。

(7) 県民意識の高揚について

- ①口蹄疫などに対する県民意識の高揚を図るために、小中高生を対象とした副読本の作成や、農業科学公園内などに、口蹄疫の資料や映像を見学できる施設整備を検討すること。

(8) 心身ケアについて

- ①口蹄疫防疫対策本部に「こころと身体のケア」の専門家を入れること。
- ②畜産農家等の心身のケアについては、ボランティアの活用等も視野に入れながら、長期に継続すること。